

西宮市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する等の条例案に関する意見決定の件

西宮市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する等の条例を制定するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき提示すべき意見について、教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 2 項ただし書の規定による教育長の臨時代理により、令和 4 年 11 月 21 日に別紙のように決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和 4 年 12 月 14 日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎

(別 紙)

西宮市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する等の条例案に関する意見

西宮市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する等の条例案については、異議ありません。

令和4年11月21日

西宮市教育委員会

西宮市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する等の
条例

(第1条から第8条まで省略)

(西宮市一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 西宮市一般職員の給与に関する条例(昭和26年西宮市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項第1号中「100分の95」を「100分の100」に改め、「とする。」を削り、同項第2号中「100分の45」を「100分の47.5」に改め、「とする。」を削る。

附則に次の1項を加える。

31 令和4年12月に支給する勤勉手当に関する第19条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、同項第2号中「100分の47.5」とあるのは「100分の50」とする。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

R4.4.1 給料表挿入

第10条 西宮市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第4項から第6項までを削る。

第6条の2第4項を次のように改める。

4 55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳)に達した日後、最初の4月1日以後在職している職員に関する第1項の規定による昇給は、同項に規定する規則で定める期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて任命権者が定める基準に従い決定するものとする。

第6条の2を第6条の3とし、第6条の次に次の1条を加える。

(定年前再任用短時間勤務職員等)

第6条の2 法第2.2条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定

年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の部に規定する給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、その者の1週間当たりの勤務時間を西宮市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和32年西宮市条例第27号。以下「勤務条件条例」という。)第2条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前2条及び前項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、その者の承認を受けた育児短時間勤務の勤務時間を勤務条件条例第2条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第7条の3第1項中「(常時勤務の者及び短時間勤務職員に限る。)」を削り、同条第2項中「および」を「及び」に改める。

第9条第2項各号列記以外の部分中「短時間勤務職員及び」を「定年前再任用短時間勤務職員及び」に、「第5号に掲げる育児短時間勤務職員」を「いずれも第5号に掲げる職員」に改め、同項第5号中「再任用職員(短時間勤務職員を除く。)及び育児短時間勤務職員(任命権者が認める者)」を「定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員(いずれも任命権者が認める職員)」に改める。

第13条第3項中「短時間勤務職員及び」を「定年前再任用短時間勤務職員及び」に改める。

第17条の3を削る。

第18条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第6項及び第7項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第19条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条の2第1項中「(常時勤務の者及び短時間勤務職員に限る。)」を削り、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条の3の次に次の1条を加える。

(適用除外)

第19条の4 次の各号に掲げる職員については、当該各号に定める規定は、適用しない。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員 第6条第3項及び第4項、第6条の3、第8条並びに第8条の3

(2) 第7条の3第1項に規定する職員 第13条並びに第14条第2項及び第3

項

(3) 第7条の6第1項に規定する職員 第13条、第14条第2項及び第3項、第15条並びに第16条

附則に次の15項を加える。

3.2 令和5年4月1日（以下この項において「切替日」という。）から令和10年3月31日までの間、切替日の前日から引き続き別表第1から別表第3までの給料表の適用を受ける職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）を除く。）で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（任命権者が定める職員を除く。）の給料月額については、別表第1から別表第3までに規定する額を、当該額に次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えた額に読み替えるものとする。

切替日から令和8年3月31日まで	その者の受ける給料月額と切替日の前日において受けていた給料月額との差額（以下「差額相当額」という。）
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	差額相当額から3,000円を控除した額（その額が零を下回るときは、零とする。）
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで	差額相当額から6,000円を控除した額（その額が零を下回るときは、零とする。）

3.3 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第35項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額（前項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定により読み替えられた額）のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項及び第4項並びに第6条の3第1項から第4項までの規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）（当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあつては、当該額にその者の1週間当たりの勤務時間を勤務条件条例第2条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。

3.4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 医療業務に従事する医師及び歯科医師
- (2) 臨時的任用職員その他任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員
- (3) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により異動期間（法第28条の2第1項に規定する異動期間をいう。）（法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長した職員

35 当分の間、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この項において「他の職への降任等」という。）をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第37項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第33項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、特定日以後、附則第33項の規定により計算された額に、基礎給料月額と特定日給料月額との差額を加えた額を給料月額として支給する。この場合において、この項前段の規定の適用を受ける職員の給料月額が他の職員の給料月額との均衡を失すると認められる場合においては、任命権者の定めるところにより、当該職員の給料月額について、必要な調整を行うことができる。

36 前項の規定による給料月額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

37 異動日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員（附則第33項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第35項に規定する職員を除く。）であつて、同項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）の規定による給料月額を支給される職員との権衡上必要であると認められる職員には、当分の間、前2項の規定に準じて算出した額を給料月額として支給する。

38 附則第35項又は前項の規定による給料月額を支給される職員以外の附則第33項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料月額を支給

される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、前3項の規定に準じて算出した額を給料月額として支給する。

- 3.9 附則第33項から前項までに定めるもののほか、附則第33項から前項までの規定による給料月額の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
- 4.0 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の部に定める給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4.1 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の部に定める給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、その者の1週間当たりの勤務時間を勤務条件条例第2条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4.2 暫定再任用職員が育児短時間勤務職員である場合における第6条の2第2項の規定の適用については、同項中「及び前項」とあるのは、「前項、附則第40項及び附則第41項」とする。
- 4.3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第9条第2項及び第13条第3項の規定を適用する。
- 4.4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第18条第3項及び第19条の4の規定を適用する。
- 4.5 第19条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 4.6 附則第40項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、規則で定める。
別表第1から別表第3までを次のように改める。

R5.4.1 給料表挿入

別表第4中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(別表第5から別表第9まで省略)

(第11条から第14条まで省略)

(西宮市職員退職手当支給条例の一部改正)

第15条 西宮市職員退職手当支給条例(昭和30年西宮市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(退職手当の支給)

第2条 この条例の規定による退職手当は、職員(退職手当について他の条例の適用を受ける者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された者(西宮市一般職員の給与に関する条例(昭和26年西宮市条例第54号)別表第4の規定の適用を受ける職員(以下「教育職員」という。)を除く。)を除く。)のうち常時勤務に服することを要するもの(以下単に「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

第4条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、「退職した者」の次に「その他規則で定める者」を加える。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、「退職した者」の次に「その他規則で定める者」を加える。

第5条の3中「15年」を「20年(医療業務に従事する医師及び歯科医師にあつては、15年)」に、「第4条第2項において準用する同条第1項」を「第4条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)」に改める。

第6条の3の表第6条の部中「第3条及び第5条」を「第3条から第5条まで」に、「100分の3」を「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2。以下同じ。)」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「(以下」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第10条第1項中「地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職し、又は同法第28条の3の規定により勤務した後退職し、その退職の日の翌々日以後に同法第28条の4第1項の規定により採用された者であつたもの及びこれに準ずる者（以下この条において「再任用職員等」という。）並びに」を削り、「職員を雇用保険法」を「職員を同法」に改め、同条第2項中「18日」の次に「（1月間の日数（西宮市の休日を含める条例（平成2年西宮市条例第22号）第2条第1項第1号に掲げる日の日数を除く。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「再任用職員等及び」を削り、同条第4項中「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第5項及び第6項中「再任用職員等及び」を削り、同条第7項及び第8項中「（再任用職員等を除く。）」を削り、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第13条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第14条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項及び第3項中「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第5項中「第5条の3まで」の次に「、附則第11項から附則第18項まで及び附則第20項」を加える。

附則第6項中「同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗

じて得た」を「前項の規定の例により計算して得られる」に改める。

附則第7項中「第5条」の次に「又は附則第12項」を加える。

附則第10項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則に次の11項を加える。

- 1 1 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「次条」とあるのは、「次条（附則第11項において準用する場合を含む。）」とする。
- 1 2 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「第5条」とあるのは、「第5条（附則第12項において準用する場合を含む。）」とする。
- 1 3 前2項の規定は、医療業務に従事する医師及び歯科医師が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- 1 4 西宮市一般職員の給与に関する条例附則第33項の規定による職員の給料月額の変更（以下「給料月額7割措置」という。）は、第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 1 5 当分の間、第5条の3に規定する者（規則で定める者を除く。）に対する同条の規定の適用については、同条中「その者に係る定年から20年（医療業務に従事する医師及び歯科医師にあつては、15年）」とあるのは、「その者に係る定年（医療業務に従事する医師及び歯科医師以外の者にあつては、60歳）から15年」とする。
- 1 6 当分の間、第5条の3に規定する者（第5条第1項第2号又は第3号に掲げる者を除く。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表（第5条の2第1項第2号イの項を除く。）及び第6条の3の表（第6条の2の部を除く。）中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは、「その者に係る定年（医療業務に従事する医師及び歯科医師以外の者にあつては、60歳）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が零を下回るときは零とする。）1年につき」とする。
- 1 7 当分の間、第5条の3に規定する者（医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。）に対する同条及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第3条

第1項の項及び第6条の3の表第6条の部退職日給料月額の中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2。以下同じ。）」とあるのは、「100分の3」とする。

18 当分の間、基礎在職期間中に給料月額7割措置を適用された者のうち、当該給料月額7割措置の適用がなかつたものとした場合に第5条の2第1項の規定の適用がある者（給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額された日（以下「7割措置減額日」という。）前に同項に規定する給料月額の減額改定以外の理由（以下「7割措置減額日前の理由」という。）により給料月額が減額されたことがある者に限る。）にあつては、7割措置減額日前の理由が生じた日（以下「特定減額日」という。）における当該7割措置減額日前の理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特別特定減額前給料月額」という。）が7割措置減額日における給料月額7割措置により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額（以下「7割措置減額前給料月額」という。）よりも多く、かつ、7割措置減額前給料月額が退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第3条から第6条の3までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特別特定減額前給料月額に係る特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 7割措置減額前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額の7割措置減額前給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合

(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額

に対する割合

イ 前号アに掲げる割合

19 前項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特別特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 次のア又はイに掲げる前項第3号イに掲げる割合の区分に応じ当該ア又はイに定める額

ア 60以上 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び7割措置減額前給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

イ 60未満 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、7割措置減額前給料月額に同項第3号イに掲げる割合から同項第2号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から同項第3号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

20 当分の間、第5条の3に規定する者（第5条第1項第2号又は第3号に掲げる者に限る。）に対する前2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第18項第1号	及び特別特定減額前給料月額	並びに特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
附則第18項第2号	7割措置減額前給料月額に、	7割措置減額前給料月額及び7割措置減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た合計額に、
附則第18項第2号イ	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差

		に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た合計額
附則第18項 第3号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額に、
附則第19項	前項の	次項の規定により読み替えて適用する前項の
	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た合計額
附則第19項 第2号	前項第3号イ	次項の規定により読み替えて適用する前項第3号イ
	前項第2号イ	次項の規定により読み替えて適用する前項第2号イ
附則第19項 第2号ア	及び7割措置減額前給料月額	並びに7割措置減額前給料月額及び7割措置減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た合計額
附則第19項 第2号イ	7割措置減額前給料月額	7割措置減額前給料月額及び7割措置減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た合計額

	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
--	-----------	--

2 1 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）に対する第2条の規定の適用については、同条中「他の条例の適用を受ける者」とあるのは、「他の条例の適用を受ける者、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とする。

（第16条から第18条まで省略）

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第4条中西宮市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の表の改正規定並びに第9条、第14条、次条及び付則第3条の規定 公布の日
- （2） 第10条中西宮市一般職員の給与に関する条例第18条第6項及び第7項の改正規定並びに第15条中西宮市職員退職手当支給条例第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し、同条第1項第1号並びに第15条第1項第1号の改正規定並びに第17条第4項の改正規定（「禁錮」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日

（第2条省略）

（西宮市一般職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 第9条の規定による改正後の西宮市一般職員の給与に関する条例（以下「第9条の規定による改正後の条例」という。）別表第1から別表第4までの規定は令和4年4月

- 1 日から、第9条の規定による改正後の条例第19条第2項及び附則第31項の規定は同年12月1日から適用する。
- 2 令和4年4月1日（以下この条において「切替日」という。）から付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）の前日までの間において、第9条の規定による改正前の西宮市一般職員の給与に関する条例（以下「第9条の規定による改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、任命権者の定めるものの、第9条の規定による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、任命権者の定めるところによる。
- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び任命権者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 4 1号施行日から令和5年3月31日までの間において、第9条の規定による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず第9条の規定による改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第9条の規定による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 第9条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合においては、第9条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第9条の規定による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 6 前各項に定めるもののほか、第9条の規定の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

（第4条第1項～第4条第4項まで省略）

別表第4(第5条、第7条の3関係)

教育職給料表

ア 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職員 以外の 職員	1号給	164,400 円	180,200 円	277,500 円	332,200 円	416,900 円
	2号給	165,900	182,300	279,700	334,400	418,700
	3号給	167,400	184,400	281,800	336,500	420,500
	4号給	168,900	186,600	283,800	338,500	422,200
	5号給	170,500	188,600	285,800	340,600	423,700
	6号給	172,400	190,600	288,000	342,400	425,200
	7号給	174,200	192,700	290,200	344,200	427,100
	8号給	176,000	194,800	292,200	345,800	429,000
	9号給	177,700	197,000	294,400	347,500	430,800
	10号給	179,800	199,600	296,100	349,600	432,600
	11号給	181,800	202,200	298,000	351,700	434,500
	12号給	183,700	204,800	299,700	353,800	436,300
	13号給	185,600	207,400	301,500	355,900	438,000
	14号給	187,700	209,100	304,000	357,900	439,900
	15号給	189,800	210,700	306,400	359,900	441,700
	16号給	191,900	212,400	309,000	361,900	443,600
	17号給	194,100	214,200	311,300	363,500	445,300
	18号給	196,400	215,800	313,700	365,400	447,100
	19号給	198,900	217,500	315,900	367,200	448,900
	20号給	201,200	219,100	318,500	369,200	450,700
	21号給	203,600	220,900	320,900	370,800	452,300
	22号給	205,200	222,800	323,100	372,700	454,000
	23号給	206,900	224,700	325,200	374,500	455,900
	24号給	208,600	226,600	327,200	376,400	457,600
	25号給	210,100	228,100	329,000	377,700	459,300
	26号給	211,600	230,100	330,700	379,500	460,900
	27号給	213,300	232,100	332,400	381,300	462,500
	28号給	214,900	234,100	334,100	383,200	464,000
	29号給	216,400	235,900	335,800	385,000	465,500
	30号給	218,100	238,600	338,000	386,900	466,800
	31号給	219,800	241,300	340,200	388,800	468,100
	32号給	221,500	244,000	342,300	390,800	469,400
	33号給	222,900	246,600	344,200	392,500	470,600
	34号給	224,700	249,400	346,300	394,200	471,300
	35号給	226,500	252,000	348,500	395,800	472,000
	36号給	228,200	254,700	350,700	397,600	472,700
	37号給	229,700	257,000	352,400	398,800	473,300
	38号給	231,500	259,400	354,500	400,300	474,000
	39号給	233,300	261,900	356,400	401,700	474,700
	40号給	235,100	264,100	358,500	403,100	475,400
	41号給	236,800	266,600	360,400	404,800	476,000
	42号給	238,500	268,900	362,400	406,200	476,700
	43号給	240,100	271,100	364,300	407,500	477,400
	44号給	241,700	273,200	366,300	409,000	478,100
	45号給	242,900	275,300	367,600	410,600	478,700
	46号給	244,200	277,500	369,400	411,900	479,400
	47号給	245,500	279,600	371,000	413,400	480,100
	48号給	246,600	281,500	372,800	415,000	480,800
	49号給	247,900	283,800	374,300	416,700	481,400
	50号給	249,300	285,500	375,900	418,100	482,100
	51号給	250,500	287,400	377,500	419,700	482,800
	52号給	251,900	289,200	379,100	421,200	483,500
	53号給	253,000	290,600	380,700	422,900	484,100
	54号給	254,200	292,700	382,400	424,400	484,800
	55号給	255,500	294,700	384,100	426,000	485,500
	56号給	256,500	296,900	385,700	427,600	486,200
	57号給	257,800	298,900	386,900	429,100	486,800
	58号給	258,500	301,300	388,400	430,600	
	59号給	259,600	303,500	389,800	431,800	
	60号給	260,600	306,100	391,300	433,000	
	61号給	261,700	308,300	392,800	434,200	
	62号給	262,600	310,700	394,300	435,500	
	63号給	263,700	313,000	395,700	436,800	
	64号給	264,500	315,200	397,300	438,000	
	65号給	265,800	317,300	398,700	439,200	
	66号給	267,200	319,100	399,600	440,400	
	67号給	268,600	320,700	400,800	441,600	
	68号給	270,200	322,300	402,100	442,800	
	69号給	271,500	324,200	403,300	444,000	
	70号給	272,800	326,300	404,500	445,200	
	71号給	274,100	328,400	405,700	446,400	

72号給	275,400	330,400	407,000	447,600	
73号給	276,400	332,500	407,900	448,700	
74号給	277,600	334,600	409,100	449,300	
75号給	278,900	336,800	410,200	449,800	
76号給	279,900	339,000	411,400	450,300	
77号給	280,800	340,700	412,400	450,800	
78号給	281,800	342,900	413,400	451,400	
79号給	282,800	344,900	414,400	451,900	
80号給	283,800	347,100	415,300	452,400	
81号給	284,900	348,900	416,000	452,900	
82号給	286,100	350,800	416,800	453,500	
83号給	287,300	352,800	417,700	454,000	
84号給	288,500	354,800	418,500	454,500	
85号給	289,500	356,400	418,900	455,000	
86号給	290,600	358,300	419,500	455,600	
87号給	291,600	360,100	419,900	456,100	
88号給	292,800	362,000	420,500	456,600	
89号給	293,900	363,800	421,100	457,100	
90号給	295,000	365,500	421,400	457,700	
91号給	296,200	367,200	421,600	458,200	
92号給	297,400	368,800	421,800	458,700	
93号給	297,900	370,300	422,000	459,200	
94号給	298,900	371,800	422,200		
95号給	300,000	373,300	422,500		
96号給	301,200	374,700	422,700		
97号給	302,200	375,800	423,000		
98号給	303,300	377,200	423,300		
99号給	304,300	378,600	423,600		
100号給	305,400	379,900	423,800		
101号給	306,300	381,200	424,100		
102号給	307,400	382,500	424,400		
103号給	308,500	383,700	424,700		
104号給	309,500	385,000	425,000		
105号給	310,100	386,300	425,300		
106号給	311,000	387,400	425,600		
107号給	311,800	388,700	425,900		
108号給	312,600	389,900	426,200		
109号給	313,500	391,300	426,500		
110号給	313,900	392,300	426,800		
111号給	314,300	393,400	427,100		
112号給	314,800	394,400	427,400		
113号給	315,400	395,300	427,700		
114号給	315,800	396,300	428,000		
115号給	316,300	397,400	428,300		
116号給	316,800	398,500	428,600		
117号給	317,400	399,200	428,900		
118号給	317,900	400,100	429,200		
119号給	318,300	401,000	429,500		
120号給	318,800	401,900	429,800		
121号給	319,300	402,700	430,100		
122号給	319,700	403,600			
123号給	320,200	404,400			
124号給	320,700	405,200			
125号給	321,300	405,800			
126号給	321,600	406,500			
127号給	321,900	407,200			
128号給	322,200	407,900			
129号給	322,400	408,500			
130号給	322,700	409,000			
131号給	323,000	409,400			
132号給	323,300	409,800			
133号給	323,500	410,200			
134号給	323,700	410,500			
135号給	323,900	410,800			
136号給	324,200	411,000			
137号給	324,500	411,200			
138号給	324,700	411,500			
139号給	325,000	411,800			
140号給	325,300	412,000			
141号給	325,500	412,200			
142号給	325,700	412,500			
143号給	326,000	412,800			
144号給	326,200	413,000			
145号給	326,500	413,200			
146号給	326,700	413,500			
147号給	327,000	413,800			
148号給	327,300	414,000			

149号給	327,500	414,200				
150号給	327,700	414,500				
151号給	328,000	414,800				
152号給	328,300	415,000				
153号給	328,500	415,200				
154号給	328,800	415,500				
155号給	329,100	415,800				
156号給	329,400	416,000				
157号給	329,600	416,200				
158号給	329,900	416,500				
159号給	330,200	416,800				
160号給	330,500	417,000				
161号給	330,700	417,200				
162号給	331,000	417,500				
163号給	331,300	417,800				
164号給	331,600	418,000				
165号給	331,800	418,200				
166号給	332,100	418,500				
167号給	332,400	418,800				
168号給	332,700	419,000				
169号給	332,900	419,200				
再任用職員		234,000	274,300	301,300	331,100	415,200

備考

- この表は、高等学校等に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手、講師その他の職員及び教育委員会事務局等に勤務する指導主事である職員のうち規則で定める職員に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級であるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1号給	164,400 円	180,200 円	296,000 円
	2号給	165,900	182,300	298,600
	3号給	167,400	184,400	301,400
	4号給	168,900	186,600	303,800
	5号給	170,500	188,600	306,300
	6号給	172,400	190,600	308,400
	7号給	174,200	192,700	310,700
	8号給	176,000	194,800	312,800
	9号給	177,700	197,000	314,900
	10号給	179,800	199,600	317,200
	11号給	181,800	202,200	319,600
	12号給	183,700	204,800	322,100
	13号給	185,600	207,400	324,500
	14号給	187,700	209,100	326,400
	15号給	189,800	210,700	328,300
	16号給	191,900	212,400	330,400
	17号給	194,100	214,200	332,200
	18号給	196,400	215,800	334,400
	19号給	198,900	217,500	336,500
	20号給	201,200	219,100	338,500
	21号給	203,600	220,900	340,600
	22号給	205,200	222,800	342,400
	23号給	206,900	224,700	344,200
	24号給	208,600	226,600	345,800
	25号給	210,100	228,100	347,500
	26号給	211,500	230,100	349,300
	27号給	213,100	232,100	351,200
	28号給	214,600	234,100	353,100
	29号給	216,300	235,900	354,900
	30号給	218,000	238,600	356,700
	31号給	219,700	241,300	358,400
	32号給	221,400	244,000	360,300
	33号給	222,700	246,600	361,600
	34号給	224,400	249,400	363,300
	35号給	226,100	252,000	364,800
	36号給	227,700	254,700	366,600
	37号給	229,100	257,000	368,500
	38号給	230,800	259,400	370,000
	39号給	232,500	261,900	371,300
	40号給	234,200	264,100	372,900
	41号給	235,800	266,600	374,000
	42号給	237,500	268,900	375,400
	43号給	239,100	271,100	376,800
	44号給	240,700	273,200	378,300
	45号給	242,300	275,300	379,700
	46号給	243,800	277,500	381,300
	47号給	245,100	279,600	382,900
	48号給	246,400	281,500	384,400
	49号給	247,500	283,800	385,800
	50号給	248,800	285,500	387,300
	51号給	250,200	287,400	388,800
	52号給	251,300	289,200	390,200
	53号給	252,400	290,600	391,400
	54号給	253,800	292,700	392,700
	55号給	254,800	294,700	393,800
	56号給	255,800	296,900	394,900
	57号給	257,000	298,900	396,300
	58号給	258,000	301,300	397,500
	59号給	259,100	303,500	398,700
	60号給	260,100	306,100	400,000
	61号給	261,300	308,300	401,200
	62号給	262,000	310,700	402,200
	63号給	262,900	313,000	403,600
	64号給	263,500	315,200	404,900
	65号給	264,500	317,300	406,100
	66号給	265,900	319,100	407,200
	67号給	267,000	320,700	408,400
	68号給	268,300	322,300	409,500
	69号給	269,800	324,200	410,500
	70号給	271,300	326,300	411,700
	71号給	272,600	328,400	412,900
	72号給	274,000	330,400	414,100
	73号給	274,800	332,500	414,700

74号給	275,800	334,600	415,500
75号給	277,000	336,800	416,200
76号給	278,000	339,000	416,700
77号給	279,200	340,700	417,000
78号給	280,200	342,600	417,400
79号給	281,400	344,300	417,800
80号給	282,300	346,100	418,200
81号給	283,500	347,900	418,500
82号給	284,300	349,700	418,900
83号給	285,300	351,100	419,300
84号給	286,300	352,900	419,600
85号給	287,200	354,100	419,900
86号給	288,100	355,700	420,300
87号給	288,800	357,200	420,700
88号給	289,800	358,700	421,000
89号給	290,800	360,000	421,300
90号給	291,700	361,300	421,600
91号給	292,600	362,700	421,900
92号給	293,400	364,100	422,100
93号給	293,700	365,600	422,300
94号給	294,400	366,900	422,600
95号給	295,100	368,200	422,900
96号給	295,900	369,400	423,100
97号給	296,700	370,400	423,300
98号給	297,500	371,400	423,600
99号給	298,300	372,400	423,900
100号給	299,000	373,400	424,100
101号給	299,900	374,300	424,300
102号給	300,400	375,300	424,600
103号給	300,900	376,300	424,900
104号給	301,400	377,300	425,100
105号給	301,600	378,100	425,300
106号給	302,000	379,000	425,600
107号給	302,300	379,900	425,900
108号給	302,500	380,900	426,100
109号給	302,700	381,700	426,300
110号給	302,900	382,700	426,600
111号給	303,200	383,700	426,900
112号給	303,500	384,700	427,100
113号給	303,700	385,300	427,300
114号給		386,200	
115号給		387,100	
116号給		388,000	
117号給		388,800	
118号給		389,500	
119号給		390,300	
120号給		391,100	
121号給		391,700	
122号給		392,500	
123号給		393,200	
124号給		393,900	
125号給		394,500	
126号給		395,200	
127号給		395,700	
128号給		396,300	
129号給		397,000	
130号給		397,600	
131号給		398,100	
132号給		398,600	
133号給		398,900	
134号給		399,200	
135号給		399,500	
136号給		399,800	
137号給		400,100	
138号給		400,400	
139号給		400,700	
140号給		401,000	
141号給		401,300	
142号給		401,600	
143号給		401,900	
144号給		402,200	
145号給		402,400	
146号給		402,700	
147号給		403,000	
148号給		403,200	
149号給		403,400	
150号給		403,700	

151号給		404,000	
152号給		404,200	
153号給		404,400	
154号給		404,700	
155号給		405,000	
156号給		405,200	
157号給		405,400	
158号給		405,700	
159号給		406,000	
160号給		406,200	
161号給		406,400	
162号給		406,700	
163号給		407,000	
164号給		407,200	
165号給		407,400	
166号給		407,700	
167号給		408,000	
168号給		408,200	
169号給		408,400	
170号給		408,700	
171号給		409,000	
172号給		409,200	
173号給		409,400	
再任用職員	225,200	271,100	324,400

備考

- 1 この表は、幼稚園に勤務する園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員及び教育委員会事務局等に勤務する指導主事である職員のうち規則で定める職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,500をそれぞれ加算した額とする。

教育職(1)給料表

号 給	1 級					2 級					3 級					4 級					5 級				
	現 行		改 定		改定率	現 行		改 定		改定率	現 行		改 定		改定率	現 行		改 定		改定率	現 行		改 定		改定率
	給料月額	間差額	給料月額	間差額		給料月額	間差額	給料月額	間差額		給料月額	間差額	給料月額	間差額		給料月額	間差額	給料月額	間差額		給料月額	間差額	給料月額	間差額	
1	160,000	1,500	164,400	1,500	2.88	175,600	2,100	180,200	2,100	4.60	274,400	2,300	277,500	2,200	3.10	331,100	2,800	332,200	2,200	1.10	416,900	1,800	416,900	1,800	0.00
2	161,500	1,500	165,900	1,500	2.65	177,700	2,100	182,300	2,100	4.60	276,700	2,100	279,700	2,100	3.00	333,300	2,100	334,400	2,100	1.10	417,700	1,800	417,700	1,800	0.00
3	163,000	1,500	167,400	1,500	2.61	179,800	2,200	184,400	2,200	4.60	278,800	2,100	281,800	2,000	3.00	335,400	2,000	336,500	2,000	1.10	418,500	1,700	418,500	1,700	0.00
4	164,500	1,600	168,900	1,600	2.63	182,000	2,000	186,600	2,000	4.60	280,900	2,000	283,800	2,000	2.90	337,400	2,200	338,500	2,100	1.10	419,300	1,500	419,300	1,500	0.00
5	166,100	1,900	170,500	1,800	2.58	184,000	2,200	188,800	2,000	4.60	282,900	2,200	285,800	2,200	2.90	339,500	1,900	340,600	1,800	1.00	420,100	1,500	420,100	1,500	0.00
6	168,000	1,800	172,400	1,800	2.55	186,200	2,200	190,600	2,100	4.40	285,100	2,300	288,000	2,200	2.90	341,500	2,200	342,400	1,800	900	420,200	1,900	420,200	1,900	0.00
7	169,800	1,800	174,200	1,800	2.53	188,400	2,200	192,700	2,100	4.30	287,400	2,000	290,200	2,000	2.80	343,700	2,100	344,200	1,600	500	420,300	1,900	420,300	1,900	0.00
8	171,600	1,700	176,000	1,700	2.50	190,600	2,300	194,800	2,200	4.20	289,400	2,200	292,200	2,200	2.80	345,800	1,700	345,800	1,700	0.00	420,400	1,800	420,400	1,800	0.00
9	173,300	2,100	177,700	2,100	2.48	192,900	2,800	197,000	2,800	4.10	291,600	1,900	294,400	1,700	2.80	347,500	2,100	347,500	2,100	0.00	420,500	1,800	420,500	1,800	0.00
10	175,400	2,000	179,800	2,000	2.45	195,700	2,700	199,600	2,600	3.90	293,500	1,900	296,100	1,900	2.60	349,600	2,100	349,600	2,100	0.00	420,600	1,800	420,600	1,800	0.00
11	177,400	2,000	181,800	1,900	2.42	198,400	2,700	202,200	2,600	3.80	295,400	2,000	298,000	1,700	2.60	351,700	2,100	351,700	2,100	0.00	420,700	1,800	420,700	1,800	0.00
12	179,400	1,900	183,700	1,900	2.34	201,100	2,900	204,800	2,600	3.70	297,400	2,100	299,700	1,800	2.30	353,800	2,100	353,800	2,100	0.00	420,800	1,700	420,800	1,700	0.00
13	181,300	2,200	185,900	2,100	2.32	204,000	1,700	207,400	1,700	3.40	299,500	2,500	301,500	2,500	2.00	355,900	2,000	355,900	2,000	0.00	420,900	1,900	420,900	1,900	0.00
14	183,500	2,200	187,700	2,100	2.24	205,700	1,600	209,100	1,600	3.40	302,100	2,700	304,000	2,400	1.90	357,900	2,000	357,900	2,000	0.00	421,000	1,800	421,000	1,800	0.00
15	185,700	2,200	189,700	2,100	2.16	207,300	1,700	210,700	1,700	3.40	304,100	2,900	306,400	2,600	1.60	359,900	2,000	359,900	2,000	0.00	421,100	1,900	421,100	1,900	0.00
16	187,900	2,200	191,900	2,200	2.08	209,000	1,800	212,400	1,800	3.40	307,700	2,300	309,000	2,300	1.30	361,900	1,600	361,900	1,600	0.00	421,200	1,700	421,200	1,700	0.00
17	190,100	2,500	194,100	2,300	2.06	210,800	1,600	214,200	1,600	3.90	310,000	2,400	311,300	2,400	1.30	363,500	1,900	363,500	1,900	0.00	421,300	1,800	421,300	1,800	0.00
18	192,200	2,500	196,400	2,500	3.70	212,400	1,700	215,800	1,700	3.40	312,400	2,200	313,700	2,200	1.30	365,400	1,800	365,400	1,800	0.00	421,400	1,800	421,400	1,800	0.00
19	195,200	2,500	198,900	2,300	3.70	214,100	1,600	217,500	1,600	3.40	314,600	2,600	315,900	2,600	1.30	367,200	2,000	367,200	2,000	0.00	421,500	1,800	421,500	1,800	0.00
20	197,700	2,500	201,200	2,400	3.50	215,700	1,800	219,100	1,800	3.40	317,200	2,600	318,500	2,400	1.30	369,200	1,600	369,200	1,600	0.00	421,600	1,600	421,600	1,600	0.00
21	200,200	1,700	203,600	1,600	3.40	217,500	1,900	220,900	1,900	3.40	319,800	2,200	320,900	2,200	1.10	370,800	1,900	370,800	1,900	0.00	421,700	1,700	421,700	1,700	0.00
22	201,900	1,700	205,200	1,700	3.30	219,400	1,900	222,800	1,900	3.40	322,000	2,100	323,100	2,100	1.10	372,700	1,800	372,700	1,800	0.00	421,800	1,900	421,800	1,900	0.00
23	203,600	1,700	206,900	1,700	3.30	221,300	1,900	224,700	1,900	3.40	324,100	2,000	325,200	2,000	1.10	374,500	1,900	374,500	1,900	0.00	421,900	1,700	421,900	1,700	0.00
24	205,300	1,500	208,600	1,500	3.30	223,200	1,500	226,600	1,500	3.40	326,100	1,900	327,200	1,800	1.10	376,400	1,300	376,400	1,300	0.00	422,000	1,700	422,000	1,700	0.00
25	206,900	1,500	210,100	1,500	3.30	224,700	2,000	228,100	2,000	3.40	328,000	1,800	329,000	1,700	1.00	377,700	1,800	377,700	1,800	0.00	422,100	1,600	422,100	1,600	0.00
26	208,300	1,700	211,600	1,700	3.30	226,700	2,000	230,100	2,000	3.40	329,800	2,200	330,700	1,700	900	379,500	1,800	379,500	1,800	0.00	422,200	1,600	422,200	1,600	0.00
27	210,000	1,600	213,300	1,600	3.30	228,700	2,000	232,100	2,000	3.40	332,000	2,100	332,400	1,700	400	381,300	1,900	381,300	1,900	0.00	422,300	1,500	422,300	1,500	0.00
28	211,600	1,500	214,900	1,500	3.30	230,700	1,800	234,100	1,800	3.40	334,100	1,700	334,100	1,700	0.00	383,200	1,800	383,200	1,800	0.00	422,400	1,500	422,400	1,500	0.00
29	213,100	1,700	216,400	1,700	3.30	232,600	2,700	235,900	2,700	3.40	335,800	2,200	335,800	2,200	0.00	385,000	1,900	385,000	1,900	0.00	422,500	1,300	422,500	1,300	0.00
30	214,800	1,700	218,100	1,700	3.30	234,500	2,700	238,600	2,700	3.40	338,000	2,200	338,000	2,200	0.00	386,900	1,900	386,900	1,900	0.00	422,600	1,300	422,600	1,300	0.00
31	216,500	1,700	219,800	1,700	3.30	237,900	2,700	241,300	2,700	3.40	340,200	2,100	340,200	2,100	0.00	388,800	2,000	388,800	2,000	0.00	422,700	1,300	422,700	1,300	0.00
32	218,200	1,400	221,500	1,400	3.30	240,600	2,600	244,000	2,600	3.40	342,300	1,900	342,300	1,900	0.00	390,800	1,700	390,800	1,700	0.00	422,800	1,200	422,800	1,200	0.00
33	219,900	1,800	222,900	1,800	3.30	243,200	2,800	246,600	2,800	3.40	344,200	2,100	344,200	2,100	0.00	392,500	1,700	392,500	1,700	0.00	422,900	700	422,900	700	0.00
34	221,400	1,800	224,700	1,800	3.30	246,000	2,600	249,400	2,600	3.40	346,300	2,200	346,300	2,200	0.00	394,200	1,600	394,200	1,600	0.00	423,000	700	423,000	700	0.00
35	223,200	1,800	226,500	1,700	3.30	248,600	2,700	252,000	2,700	3.40	348,500	2,200	348,500	2,200	0.00	395,800	1,800	395,800	1,800	0.00	423,100	700	423,100	700	0.00
36	225,000	1,500	228,200	1,500	3.20	251,300	2,500	254,700	2,500	3.40	350,700	1,700	350,700	1,700	0.00	397,600	1,200	397,600	1,200	0.00	423,200	600	423,200	600	0.00
37	226,500	1,800	229,700	1,800	3.20	253,800	2,400	257,000	2,400	3.20	352,400	2,100	352,400	2,100	0.00	399,300	1,500	399,300	1,500	0.00	423,300	700	423,300	700	0.00
38	228,300	1,800	231,500	1,800	3.20	256,200	2,500	259,400	2,500	3.20	354,500	1,900	354,500	1,900	0.00	400,300	1,400	400,300	1,400	0.00	423,400	700	423,400	700	0.00
39	230,100	1,800	233,300	1,800	3.20	258,700	2,300	261,900	2,300	3.20	356,400	2,100	356,400	2,100	0.00	401,700	1,400	401,700	1,400	0.00	423,500	700	423,500	700	0.00

教育職(2)給料表

号給	1 級						2 級						3 級					
	現 行		改 定		差 額	改定率	現 行		改 定		差 額	改定率	現 行		改 定		差 額	改定率
	給料月額	間差額	給料月額	間差額			給料月額	間差額	給料月額	間差額			給料月額	間差額	給料月額	間差額		
円	円	円	円	円	%	円	円	円	円	円	%	円	円	円	円	円	%	
1	160,000	1,500	164,400	1,500	4,400	2.68	175,800	2,100	180,200	2,100	4,400	2.44	293,000	2,600	296,000	2,600	3,000	1.01
2	161,500	1,500	165,900	1,500	4,400	2.65	177,900	2,100	182,300	2,100	4,400	2.41	295,600	2,900	298,600	2,800	3,000	1.00
3	163,000	1,500	167,400	1,500	4,400	2.63	180,000	2,200	184,400	2,200	4,400	2.39	298,500	2,400	301,400	2,400	2,900	0.96
4	164,500	1,600	168,900	1,600	4,400	2.61	182,200	2,000	186,600	2,000	4,400	2.36	300,900	2,500	303,800	2,500	2,900	0.95
5	166,100	1,900	170,500	1,900	4,400	2.58	184,200	2,200	188,600	2,000	4,400	2.33	303,400	2,300	306,300	2,100	2,900	0.95
6	168,000	1,800	172,400	1,800	4,400	2.55	186,400	2,200	190,600	2,100	4,200	2.20	305,700	2,300	308,400	2,300	2,700	0.88
7	169,800	1,800	174,200	1,800	4,400	2.53	188,600	2,200	192,700	2,100	4,100	2.13	308,000	2,400	310,700	2,100	2,700	0.87
8	171,600	1,700	176,000	1,700	4,400	2.50	190,800	2,200	194,800	2,200	4,000	2.05	310,400	2,400	312,800	2,100	2,400	0.77
9	173,300	2,100	177,700	2,100	4,400	2.48	193,000	2,800	197,000	2,600	4,000	2.03	312,800	2,400	314,900	2,300	2,100	0.67
10	175,400	2,000	179,800	2,000	4,400	2.45	195,800	2,700	199,600	2,600	3,800	1.90	315,200	2,700	317,200	2,400	2,000	0.63
11	177,400	2,000	181,800	1,900	4,400	2.42	198,500	2,700	202,200	2,600	3,700	1.83	317,900	2,900	319,600	2,500	1,700	0.53
12	179,400	1,900	183,700	1,900	4,300	2.34	201,200	2,800	204,800	2,600	3,600	1.76	320,800	2,400	322,100	2,400	1,300	0.40
13	181,300	2,200	185,600	2,100	4,300	2.32	204,000	1,700	207,400	1,700	3,400	1.64	323,200	1,900	324,500	1,900	1,300	0.40
14	183,500	2,200	187,700	2,100	4,200	2.24	205,700	1,600	209,100	1,600	3,400	1.63	325,100	1,900	326,400	1,900	1,300	0.40
15	185,700	2,200	189,800	2,100	4,100	2.16	207,300	1,700	210,700	1,700	3,400	1.61	327,000	2,100	328,300	2,100	1,300	0.40
16	187,900	2,200	191,900	2,200	4,000	2.08	209,000	1,800	212,400	1,800	3,400	1.60	329,100	2,000	330,400	1,800	1,300	0.39
17	190,100	2,600	194,100	2,300	4,000	2.06	210,800	1,600	214,200	1,600	3,400	1.59	331,100	2,200	332,200	2,200	1,100	0.33
18	192,700	2,500	196,400	2,500	3,700	1.88	212,400	1,700	215,800	1,700	3,400	1.58	333,300	2,100	334,400	2,100	1,100	0.33
19	195,200	2,500	198,900	2,300	3,700	1.86	214,100	1,600	217,500	1,600	3,400	1.56	335,400	2,000	336,500	2,000	1,100	0.33
20	197,700	2,500	201,200	2,400	3,500	1.74	215,700	1,800	219,100	1,800	3,400	1.55	337,400	2,200	338,500	2,100	1,100	0.32
21	200,200	1,700	203,600	1,600	3,400	1.67	217,500	1,900	220,900	1,900	3,400	1.54	339,600	1,900	340,600	1,800	1,000	0.29
22	201,900	1,700	205,200	1,700	3,300	1.61	219,400	1,900	222,800	1,900	3,400	1.53	341,500	2,200	342,400	1,800	900	0.26
23	203,600	1,700	206,900	1,700	3,300	1.59	221,300	1,900	224,700	1,900	3,400	1.51	343,700	2,100	344,200	1,600	500	0.15
24	205,300	1,500	208,600	1,500	3,300	1.58	223,200	1,500	226,600	1,500	3,400	1.50	345,800	1,700	345,800	1,700	0	0.00
25	206,800	1,400	210,100	1,400	3,300	1.57	224,700	2,000	228,100	2,000	3,400	1.49	347,500	1,800	347,500	1,800	0	0.00
26	208,200	1,600	211,500	1,600	3,300	1.56	226,700	2,000	230,100	2,000	3,400	1.48	349,300	1,900	349,300	1,900	0	0.00
27	209,800	1,500	213,100	1,500	3,300	1.55	228,700	2,000	232,100	2,000	3,400	1.46	351,200	1,900	351,200	1,900	0	0.00
28	211,300	1,700	214,600	1,700	3,300	1.54	230,700	1,800	234,100	1,800	3,400	1.45	353,100	1,800	353,100	1,800	0	0.00
29	213,000	1,700	216,300	1,700	3,300	1.53	232,500	2,700	235,900	2,700	3,400	1.44	354,900	1,800	354,900	1,800	0	0.00
30	214,700	1,700	218,000	1,700	3,300	1.51	235,200	2,700	238,600	2,700	3,400	1.42	356,700	1,700	356,700	1,700	0	0.00
31	216,400	1,700	219,700	1,700	3,300	1.50	237,900	2,700	241,300	2,700	3,400	1.41	358,400	1,900	358,400	1,900	0	0.00
32	218,100	1,300	221,400	1,300	3,300	1.49	240,600	2,600	244,000	2,600	3,400	1.39	360,300	1,300	360,300	1,300	0	0.00
33	219,400	1,700	222,700	1,700	3,300	1.48	243,200	2,800	246,600	2,800	3,400	1.38	361,600	1,700	361,600	1,700	0	0.00
34	221,100	1,700	224,400	1,700	3,300	1.47	246,000	2,600	249,400	2,600	3,400	1.36	363,300	1,500	363,300	1,500	0	0.00
35	222,800	1,700	226,100	1,600	3,300	1.46	248,600	2,700	252,000	2,700	3,400	1.35	364,800	1,800	364,800	1,800	0	0.00
36	224,500	1,400	227,700	1,400	3,200	1.41	251,300	2,500	254,700	2,300	3,400	1.33	366,600	1,900	366,600	1,900	0	0.00
37	225,900	1,700	229,100	1,700	3,200	1.40	253,800	2,400	257,000	2,400	3,200	1.25	368,500	1,500	368,500	1,500	0	0.00
38	227,600	1,700	230,800	1,700	3,200	1.39	256,200	2,500	259,400	2,500	3,200	1.23	370,000	1,300	370,000	1,300	0	0.00
39	229,300	1,700	232,500	1,700	3,200	1.38	258,700	2,300	261,900	2,200	3,200	1.22	371,300	1,600	371,300	1,600	0	0.00
40	231,000	1,600	234,200	1,600	3,200	1.37	261,000	2,600	264,100	2,500	3,100	1.17	372,900	1,100	372,900	1,100	0	0.00
41	232,600	1,700	235,800	1,700	3,200	1.36	263,600	2,400	266,600	2,300	3,000	1.13	374,000	1,400	374,000	1,400	0	0.00
42	234,300	1,600	237,500	1,600	3,200	1.35	266,000	2,200	268,900	2,200	2,900	1.08	375,400	1,400	375,400	1,400	0	0.00
43	235,900	1,600	239,100	1,600	3,200	1.34	268,200	2,200	271,100	2,100	2,900	1.07	376,800	1,500	376,800	1,500	0	0.00
44	237,500	1,700	240,700	1,600	3,200	1.33	270,400	2,100	273,200	2,100	2,800	1.02	378,300	1,400	378,300	1,400	0	0.00
45	239,200	1,500	242,300	1,500	3,100	1.28	272,500	2,200	275,300	2,200	2,800	1.02	379,700	1,600	379,700	1,600	0	0.00
46	240,700	1,300	243,800	1,300	3,100	1.27	274,700	2,200	277,500	2,100	2,800	1.01	381,300	1,600	381,300	1,600	0	0.00
47	242,000	1,400	245,100	1,300	3,100	1.26	276,900	1,900	279,600	1,900	2,700	0.97	382,900	1,500	382,900	1,500	0	0.00
48	243,400	1,200	246,400	1,100	3,000	1.22	278,800	2,300	281,500	2,300	2,700	0.96	384,400	1,400	384,400	1,400	0	0.00
49	244,600	1,400	247,500	1,300	2,900	1.17	281,100	1,900	283,800	1,700	2,700	0.95	385,800	1,500	385,800	1,500	0	0.00
50	246,000	1,400	248,800	1,400	2,800	1.13	283,000	1,900	285,500	1,900	2,500	0.88	387,300	1,500	387,300	1,500	0	0.00
51	247,400	1,200	250,200	1,100	2,800	1.12	284,900	2,000	287,400	1,800	2,500	0.87	388,800	1,400	388,800	1,400	0	0.00
52	248,600	1,100	251,300	1,100	2,700	1.07	286,900	1,700	289,200	1,400	2,300	0.80	390,200	1,200	390,200	1,200	0	0.00
53	249,700	1,400	252,400	1,400	2,700	1.07	288,600	2,300	290,600	2,100	2,000	0.69	391,400	1,300	391,400	1,300	0	0.00
54	251,100	1,200	253,800	1,000	2,700	1.06	290,900	2,300	292,700	2,000	1,800	0.61	392,700	1,100	392,700	1,100	0	0.00
55	252,300	1,000	254,800	1,000	2,500	0.98	293,200	2,500	294,700	2,200	1,500	0.51	393,800	1,100	393,800	1,100	0	0.00
56	253,300	1,200	255,800	1,200	2,500	0.98	295,700	2,000	296,900	2,000	1,200	0.40	394,900	1,400	394,900	1,400	0	0.00
57	254,500	1,200	257,000	1,000	2,500	0.97	297,700	2,400	298,900	2,400	1,200	0.40	396,300	1,200	396,300	1,200	0	0.00
58	255,700	1,100	258,000	1,100	2,300	0.89	300,100	2,200	301,300	2,200	1,200	0.40	397,500	1,200	397,500	1,200	0	0.00
59	256,800	1,200	259,100	1,000	2,300	0.89	302,300	2,600	303,500	2,600	1,200	0.40	398,700	1,300	398,700	1,300	0	0.00
60	258,000	1,400	260,100	1,200	2,100	0.81	304,900	2,300	306,100	2,200	1,200	0.39						

教育職(2)給料表

87	288,800	1,000	288,800	1,000	0	0.00	357,200	1,500	357,200	1,500	0	0.00	420,700	300	420,700	300	0	0.00
88	289,800	1,000	289,800	1,000	0	0.00	358,700	1,300	358,700	1,300	0	0.00	421,000	300	421,000	300	0	0.00
89	290,800	900	290,800	900	0	0.00	360,000	1,300	360,000	1,300	0	0.00	421,300	300	421,300	300	0	0.00
90	291,700	900	291,700	900	0	0.00	361,300	1,400	361,300	1,400	0	0.00	421,600	300	421,600	300	0	0.00
91	292,600	800	292,600	800	0	0.00	362,700	1,400	362,700	1,400	0	0.00	421,900	200	421,900	200	0	0.00
92	293,400	300	293,400	300	0	0.00	364,100	1,500	364,100	1,500	0	0.00	422,100	200	422,100	200	0	0.00
93	293,700	700	293,700	700	0	0.00	365,600	1,300	365,600	1,300	0	0.00	422,300	300	422,300	300	0	0.00
94	294,400	700	294,400	700	0	0.00	366,900	1,300	366,900	1,300	0	0.00	422,600	300	422,600	300	0	0.00
95	295,100	800	295,100	800	0	0.00	368,200	1,200	368,200	1,200	0	0.00	422,900	200	422,900	200	0	0.00
96	295,900	800	295,900	800	0	0.00	369,400	1,000	369,400	1,000	0	0.00	423,100	200	423,100	200	0	0.00
97	296,700	800	296,700	800	0	0.00	370,400	1,000	370,400	1,000	0	0.00	423,300	300	423,300	300	0	0.00
98	297,500	800	297,500	800	0	0.00	371,400	1,000	371,400	1,000	0	0.00	423,600	300	423,600	300	0	0.00
99	298,300	700	298,300	700	0	0.00	372,400	1,000	372,400	1,000	0	0.00	423,900	200	423,900	200	0	0.00
100	299,000	900	299,000	900	0	0.00	373,400	900	373,400	900	0	0.00	424,100	200	424,100	200	0	0.00
101	299,900	500	299,900	500	0	0.00	374,300	1,000	374,300	1,000	0	0.00	424,300	300	424,300	300	0	0.00
102	300,400	500	300,400	500	0	0.00	375,300	1,000	375,300	1,000	0	0.00	424,600	300	424,600	300	0	0.00
103	300,900	500	300,900	500	0	0.00	376,300	1,000	376,300	1,000	0	0.00	424,900	200	424,900	200	0	0.00
104	301,400	200	301,400	200	0	0.00	377,300	800	377,300	800	0	0.00	425,100	200	425,100	200	0	0.00
105	301,600	400	301,600	400	0	0.00	378,100	900	378,100	900	0	0.00	425,300	300	425,300	300	0	0.00
106	302,000	300	302,000	300	0	0.00	379,000	900	379,000	900	0	0.00	425,600	300	425,600	300	0	0.00
107	302,300	200	302,300	200	0	0.00	379,900	1,000	379,900	1,000	0	0.00	425,900	200	425,900	200	0	0.00
108	302,500	200	302,500	200	0	0.00	380,900	800	380,900	800	0	0.00	426,100	200	426,100	200	0	0.00
109	302,700	200	302,700	200	0	0.00	381,700	1,000	381,700	1,000	0	0.00	426,300	300	426,300	300	0	0.00
110	302,900	300	302,900	300	0	0.00	382,700	1,000	382,700	1,000	0	0.00	426,600	300	426,600	300	0	0.00
111	303,200	300	303,200	300	0	0.00	383,700	1,000	383,700	1,000	0	0.00	426,900	200	426,900	200	0	0.00
112	303,500	200	303,500	200	0	0.00	384,700	600	384,700	600	0	0.00	427,100	200	427,100	200	0	0.00
113	303,700		303,700		0	0.00	385,300	900	385,300	900	0	0.00	427,300		427,300		0	0.00
114							386,200	900	386,200	900	0	0.00						
115							387,100	900	387,100	900	0	0.00						
116							388,000	800	388,000	800	0	0.00						
117							388,800	700	388,800	700	0	0.00						
118							389,500	800	389,500	800	0	0.00						
119							390,300	800	390,300	800	0	0.00						
120							391,100	600	391,100	600	0	0.00						
121							391,700	800	391,700	800	0	0.00						
122							392,500	700	392,500	700	0	0.00						
123							393,200	700	393,200	700	0	0.00						
124							393,900	600	393,900	600	0	0.00						
125							394,500	700	394,500	700	0	0.00						
126							395,200	500	395,200	500	0	0.00						
127							395,700	600	395,700	600	0	0.00						
128							396,300	700	396,300	700	0	0.00						
129							397,000	600	397,000	600	0	0.00						
130							397,600	500	397,600	500	0	0.00						
131							398,100	500	398,100	500	0	0.00						
132							398,600	300	398,600	300	0	0.00						
133							398,900	300	398,900	300	0	0.00						
134							399,200	300	399,200	300	0	0.00						
135							399,500	300	399,500	300	0	0.00						
136							399,800	300	399,800	300	0	0.00						
137							400,100	300	400,100	300	0	0.00						
138							400,400	300	400,400	300	0	0.00						
139							400,700	300	400,700	300	0	0.00						
140							401,000	300	401,000	300	0	0.00						
141							401,300	300	401,300	300	0	0.00						
142							401,600	300	401,600	300	0	0.00						
143							401,900	300	401,900	300	0	0.00						
144							402,200	200	402,200	200	0	0.00						
145							402,400	300	402,400	300	0	0.00						
146							402,700	300	402,700	300	0	0.00						
147							403,000	200	403,000	200	0	0.00						
148							403,200	200	403,200	200	0	0.00						
149							403,400	300	403,400	300	0	0.00						
150							403,700	300	403,700	300	0	0.00						
151							404,000	200	404,000	200	0	0.00						
152							404,200	200	404,200	200	0	0.00						
153							404,400	300	404,400	300	0	0.00						
154							404,700	300	404,700	300	0	0.00						
155							405,000	200	405,000	200	0	0.00						
156							405,200	200	405,200	200	0	0.00						
157							405,400	300	405,400	300	0	0.00						
158							405,700	300	405,700	300	0	0.00						
159							406,000	200	406,000	200	0	0.00						
160							406,200	200	406,200	200	0	0.00						
161							406,400	300	406,400	300	0	0.00						
162							406,700	300	406,700	300	0	0.00						
163							407,000	200	407,000	200	0	0.00						
164							407,200	200	407,200	200	0	0.00						
165							407,400	300	407,400	300	0	0.00						
166							407,700	300	407,700	300	0	0.00						
167							408,000	200	408,000	200	0	0.00						
168							408,200	200	408,200	200	0	0.00						
169							408,400	300	408,400	300	0	0.00						
170							408,700	300	408,700	300	0	0.00						
171							409,000	200	409,000	200	0	0.00						
172							409,200	200	409,200	200	0	0.00						
173							409,400		409,400		0	0.00						
再任用	225,200		225,200		0	0.00	271,100		271,100		0	0.00	324,400		324,400		0	0.00

○西宮市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する等の条例（案）
 新旧対照表（該当箇所抜粋）

改正後	改正前	備考
<p>西宮市一般職員の給与に関する条例（昭和26年西宮市条例第54号） （勤勉手当） 第19条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及びそれぞれ基準日以前6月以内の期間における勤務成績に応じて、それぞれ支給日に支給する。前条第1項後段に規定する職員についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分に属する職員の勤勉手当の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の100を乗じて得た額の総額（削る） （2）前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額（削る）</p> <p>附 則 31 令和4年12月に支給する勤勉手当に関する第19条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、同項第2号中「100分の47.5」とあるのは「100分の50」とする。 別表第1から別表第4までを次のように改める。</p> <p>行政職給料表（略） 別表第2（第5条関係） 医療職給料表 ア 医療職給料表（1）（略） イ 医療職給料表（2）（略） ウ 医療職給料表（3）（略） 別表第3（第5条関係） 消防職給料表（略） 別表第4（第5条、第7条の3関係） 教育職給料表 ア 教育職給料表（1）（略） イ 教育職給料表（2）（略）</p>	<p>西宮市一般職員の給与に関する条例（昭和26年西宮市条例第54号） （勤勉手当） 第19条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及びそれぞれ基準日以前6月以内の期間における勤務成績に応じて、それぞれ支給日に支給する。前条第1項後段に規定する職員についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分に属する職員の勤勉手当の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の95を乗じて得た額の総額とする。 （2）前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額とする。</p> <p>附 則 （追加）</p> <p>行政職給料表（略） 別表第2（第5条関係） 医療職給料表 ア 医療職給料表（1）（略） イ 医療職給料表（2）（略） ウ 医療職給料表（3）（略） 別表第3（第5条関係） 消防職給料表（略） 別表第4（第5条、第7条の3関係） 教育職給料表 ア 教育職給料表（1）（略） イ 教育職給料表（2）（略）</p>	<p>令和4年人事院勧告による改正</p>

改正後
<p>西宮市一般職員の給与に関する条例（昭和26年西宮市条例第54号） （給料表等）</p> <p>第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>1～3 （略） 4～6 （削る）</p>

改正前
<p>西宮市一般職員の給与に関する条例（昭和26年西宮市条例第54号） （給料表等）</p> <p>第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>5 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、その者の1週間当たりの勤務時間を西宮市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年西宮市条例第27号。以下「勤務条件条例」という。）第2条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>6 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第1項から第3項まで及び次条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、その者の承認を受けた育児短時間勤務の勤務時間を勤務条件条例第2条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>

備考

改正後	改正前	備考
<p>(定年前再任用短時間勤務職員等)</p> <p>第6条の2 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の部に規定する給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、その者の1週間当たりの勤務時間を西宮市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和32年西宮市条例第27号。以下「勤務条件条例」という。)第2条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前2条及び前項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、その者の承認を受けた育児短時間勤務の勤務時間を勤務条件条例第2条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(昇給の基準)</p> <p>第6条の3</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳)に達した日後、最初の4月1日以後在職している職員に関する第1項の規定による昇給は、同項に規定する規則で定める期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて任命権者が定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>(給料の教職調整額)</p> <p>第7条の3 西宮市立学校の校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(削る)及び実習助手並びに現に学校に勤務する養護教員及び養護助教員(以下「教育職員」という。)のうち別表第4に規定する職務の級が1級若しくは2級である者又は同表ア教育職給料表(1)に規定する職務の級が3級である者に対して、その職務と勤務態様の特殊性に基づき、その者の給料月額の100分の4に相当する額の給料の教職調整額を支給する。</p>	<p>(追加)</p> <p>(昇給の基準)</p> <p>第6条の2</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳)に達した日後、最初の4月1日以後在職している職員に関する第2項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「2号給」とする。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>(給料の教職調整額)</p> <p>第7条の3 西宮市立学校の校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び短時間勤務職員に限る。)及び実習助手並びに現に学校に勤務する養護教員及び養護助教員(以下「教育職員」という。)のうち別表第4に規定する職務の級が1級若しくは2級である者又は同表ア教育職給料表(1)に規定する職務の級が3級である者に対して、その職務と勤務態様の特殊性に基づき、その者の給料月額の100分の4に相当する額の給料の教職調整額を支給する。</p>	<p>55歳超昇給停止</p>
<p>2 前項の給料の教職調整額は、第7条、第8条の2、第18条、第19条及び第21条の規定の適用については給料月額とみなす。</p>	<p>2 前項の給料の教職調整額は、第7条、第8条の2、第18条、第19条および第21条の規定の適用については給料月額とみなす。</p>	

改正後	改正前	備考
<p>(通勤手当) 第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。ただし、職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の1日から末日までの全日数にわたって勤務しないときは、その月の通勤手当は支給しない。 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（特定の施設に勤務する職員で規則で定めるものにあつては、当該各号に定める額に1,000円を超えない範囲で規則で定める額を加算した額、定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員（いずれも第5号に掲げる職員を除く。）にあつては、1箇月当たりの通勤回数を考慮して市長が定める額）とする。 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員</u>（いずれも任命権者が認める職員に限る。）前各号の規定にかかわらず、規則で定める額 (超過勤務手当) 第13条 1～2 (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p>	<p>(通勤手当) 第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。ただし、職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の1日から末日までの全日数にわたって勤務しないときは、その月の通勤手当は支給しない。 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（特定の施設に勤務する職員で規則で定めるものにあつては、当該各号に定める額に1,000円を超えない範囲で規則で定める額を加算した額、<u>短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員</u>（第5号に掲げる<u>育児短時間勤務職員</u>を除く。）にあつては、1箇月当たりの通勤回数を考慮して市長が定める額）とする。 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>再任用職員</u>（<u>短時間勤務職員</u>を除く。）及び<u>育児短時間勤務職員</u>（任命権者が認める者に限る。）前各号の規定にかかわらず、規則で定める額 (超過勤務手当) 第13条 1～2 (略) 3 <u>短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p>	

改正後	改正前	備考
<p>(削る)</p> <p>(期末手当) 第18条 1～2 (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。 4～5 (略) 6 第1項の規定にかかわらず、基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員、次項の規定により支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)でその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたものその他規則で定める者については、当該基準日又は一時差し止めに係る期末手当は、支給しない。 7 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが、離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。)をされその判決が確定していない場合その他規則で定める場合にあつては、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p>	<p>(超過勤務手当等に関する規定の適用除外) 第17条の3 第13条、第14条第2項、第15条及び第16条の規定は第7条の6第1項に規定する職員には適用しない。 2 第13条および第14条第2項の規定は、第7条の3の規定により給料の教職調整額を受ける者には適用しない。 3 再任用職員については、第8条及び第8条の3の規定は、適用しない。 (期末手当) 第18条 1～2 (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。 4～5 (略) 6 第1項の規定にかかわらず、基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員、次項の規定により支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)でその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたものその他規則で定める者については、当該基準日又は一時差し止めに係る期末手当は、支給しない。 7 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが、離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。)をされその判決が確定していない場合その他規則で定める場合にあつては、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p>	<p>第19条の4として改編</p> <p>刑法の改正による。</p>

改正後	改正前	備考
<p>(勤勉手当)</p> <p>第19条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分に属する職員の勤勉手当の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の95を乗じて得た額の総額とする。</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(教員特別手当)</p> <p>第19条の2 西宮市立高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(削る)、実習助手及び西宮市立特別支援学校に勤務する実習助手並びに教育委員会事務局及び教育機関に勤務する指導主事に充てられた教諭及び養護教諭に教員特別手当を支給する。</p> <p>2 前項の教員特別手当の月額は、8,200円を超えない範囲内で職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級)に応じて規則で定める。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第19条の3</p> <p>(略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第19条の4 次の各号に掲げる職員については、当該各号に定める規定は、適用しない。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員 第6条第3項及び第4項、第6条の3、第8条並びに第8条の3</p> <p>(2) 第7条の3第1項に規定する職員 第13条及び第14条第2項及び第3項</p> <p>(3) 第7条の6第1項に規定する職員 第13条、第14条第2項及び第3項、第15条及び第16条</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第19条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分に属する職員の勤勉手当の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の95を乗じて得た額の総額とする。</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(教員特別手当)</p> <p>第19条の2 西宮市立高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び短時間勤務職員に限る。)、実習助手及び西宮市立特別支援学校に勤務する実習助手並びに教育委員会事務局及び教育機関に勤務する指導主事に充てられた教諭及び養護教諭に教員特別手当を支給する。</p> <p>2 前項の教員特別手当の月額は、8,200円を超えない範囲内で職務の級及び号給(再任用職員にあつては、職務の級)に応じて規則で定める。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第19条の3</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p>	<p>第17条の3から移設-</p>

改正後	改正前	備考
<p>33 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第35項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額（前項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定により読み替えられた額）のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項及び第4項並びに第6条の3第1項から第4項までの規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）（当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあつては、当該額にその者の1週間当たりの勤務時間を勤務条件条例第2条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。</p> <p>34 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</p> <p>(1) 医療業務に従事する医師及び歯科医師</p> <p>(2) 臨時的任用職員その他任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員</p> <p>(3) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により異動期間（法第28条の2第1項に規定する異動期間をいう。）（法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長した職員</p>	<p>(追加)</p>	

改正後
<p>35 当分の間、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この項において「他の職への降任等」という。）をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第37項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第33項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、特定日以後、附則第33項の規定により計算された額に、基礎給料月額と特定日給料月額との差額を加えた額を給料月額として支給する。この場合において、この項前段の規定の適用を受ける職員の給料月額が他の職員の給料月額との均衡を失すると認められる場合においては、任命権者の定めるところにより、当該職員の給料月額について、必要な調整を行うことができる。</p> <p>36 前項の規定による給料月額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</p> <p>37 異動日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員（附則第33項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第35項に規定する職員を除く。）であつて、同項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）の規定による給料月額を支給される職員との権衡上必要であると認められる職員には、当分の間、前2項の規定に準じて算出した額を給料月額として支給する。</p> <p>38 附則第35項又は前項の規定による給料月額を支給される職員以外の附則第33項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料月額を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、前3項の規定に準じて算出した額を給料月額として支給する。</p>

改正前
(追加)

備考
管理監督職上限年齢による降任において、降任前の給料月額の70%を補償する規定。

改正後	改正前	備考
<p>39 附則第33項から前項までに定めるもののほか、附則第33項から前項までの規定による給料月額を支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>40 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の部に定める給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>41 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の部に定める給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、その者の1週間当たりの勤務時間を勤務条件条例第2条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>42 暫定再任用職員が育児短時間勤務職員である場合における第6条の2第2項の規定の適用については、同項中「及び前項」とあるのは、「前項、附則第40項及び附則第41項」とする。</p> <p>43 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第9条第2項及び第13条第3項の規定を適用する。</p> <p>44 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第18条第3項及び第19条の4の規定を適用する。</p> <p>45 第19条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>46 附則第40項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、規則で定める。 別表第1から別表第3までを次のように改める。</p>	<p>(追加)</p>	

改正後
別表第1(第5条関係) 行政職給料表(略)
別表第2(第5条関係) 医療職給料表
イ 医療職給料表(2)(略)
ウ 医療職給料表(3)(略)
別表第3(第5条関係) 消防職給料表(略)
別表第4(第5条、第7条の3関係) 教育職給料表
ア 教育職給料表(1)(略)
イ 教育職給料表(2)(略)
西宮市職員退職手当支給条例(昭和30年西宮市条例第2号) (退職手当の支給)
第2条 この条例の規定による退職手当は、職員(退職手当について他の条例の適用を受ける者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された者(西宮市一般職員の給与に関する条例(昭和26年西宮市条例第54号)別表第4の規定の適用を受ける職員(以下「教育職員」という。)を除く。)を除く。)のうち常時勤務に服することを要するもの(以下単に「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。
(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)
第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者で、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職したもの(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者その他規則で定める者を含む。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

改正前
別表第1(第5条関係) 行政職給料表(略)
別表第2(第5条関係) 医療職給料表
イ 医療職給料表(2)(略)
ウ 医療職給料表(3)(略)
別表第3(第5条関係) 消防職給料表(略)
別表第4(第5条、第7条の3関係) 教育職給料表
ア 教育職給料表(1)(略)
イ 教育職給料表(2)(略)
西宮市職員退職手当支給条例(昭和30年西宮市条例第2号) (退職手当の支給)
第2条 この条例の規定による退職手当は、職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員をいう。ただし、退職手当について他の条例の適用を受ける者並びに同法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員、同法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された者(西宮市一般職員の給与に関する条例(昭和26年西宮市条例第54号)別表第4の適用を受ける職員(以下「教育職員」という。)を除く。)及び同法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下同じ。)のうち常時勤務に服することを要するものが退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。
(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)
第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者で、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職したもの(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者(追加)を含む。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

備考
給与制度見直しによる改正
教育職給料表においては、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めたのみ。

改正後
<p>(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) 25年以上の期間勤続した者で、<u>地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職したもの(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者その他規則で定める者を含む。)</u> (2)～(3) (略)</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例) 第5条の3 第3条第1項若しくは第4条第2項に規定する者(傷病又は死亡により退職した者に限る。)又は第5条第1項(第1号を除く。)若しくは第2項に規定する者のうち、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>20年(医療業務に従事する医師及び歯科医師にあつては、15年)を減じた年齢以上であるもの(定年に達した日以後に退職した者を除く。)</u>及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者であつて、規則で定めるものに対する第3条第1項、第4条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)、第5条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)<u>及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p>

改正前
<p>(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) 25年以上の期間勤続した者で、<u>地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職したもの(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者(追加)を含む。)</u> (2)～(3) (略)</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例) 第5条の3 第3条第1項若しくは第4条第2項に規定する者(傷病又は死亡により退職した者に限る。)又は第5条第1項(第1号を除く。)若しくは第2項に規定する者のうち、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>15年を減じた年齢以上であるもの(定年に達した日以後に退職した者を除く。)</u>及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者であつて、規則で定めるものに対する第3条第1項、第4条第2項において準用する同条第1項、第5条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)<u>及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p>

備考
<p>定年前早期退職年齢は従前と変わらず。</p>

改正後

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第3条から第5条まで
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2。以下同じ。）を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第3条から第5条までの
第6条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
第6条の2第2号	第5条の2第1項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

改正前

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第3条及び第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第3条及び第5条の
第6条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
第6条の2第2号	第5条の2第1項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

備考

改正後
<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。第7条第4項において「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「この項及び第5項において調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合は、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>

改正前
<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「(追加)調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合は、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>

備考

改正後

(失業者の退職手当)

第10条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。))にあつては、6月以上)で退職した職員((削る) 第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が規則で定めるところにより市長(教育職員であつた者については、教育委員会とする。以下この条において同じ。))にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1)～(2) (略)

改正前

(失業者の退職手当)

第10条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。))にあつては、6月以上)で退職した職員(地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職し、又は同法第28条の3の規定により勤務した後退職し、その退職の日の翌々日以後に同法第28条の4第1項の規定により採用された者であつたもの及びこれに準ずる者(以下この条において「再任用職員等」という。))並びに第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が規則で定めるところにより市長(教育職員であつた者については、教育委員会とする。以下この条において同じ。))にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1)～(2) (略)

備考

改正後
<p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日（1月間の日数（西宮市の休日定める条例（平成2年西宮市条例第22号）第2条第1項第1号に掲げる日の日数を除く。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>3 勤続期間12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）で退職した職員（<u>削る</u>）第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。</p>

改正前
<p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日（追加）以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>3 勤続期間12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）で退職した職員（<u>再任用職員等及び</u>）第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。</p>

備考
<p>1月カウントの要件緩和</p>

改正後
<p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。</p>

改正前
<p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。</p>

備考
<p>失業者の退手受給者が事業を始めた場合、当該事業の実施期間は受給期間に参入しない（請求期間が減らない）。</p>

改正後	改正前	備考
<p>5 勤続期間6月以上で退職した職員（<u>削る</u>）第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p>	<p>5 勤続期間6月以上で退職した職員（<u>再任用職員等及び第7項の規定に該当する者を除く。</u>）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p>	
<p>6 勤続期間6月以上で退職した職員（<u>削る</u>）第8項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p>	<p>6 勤続期間6月以上で退職した職員（<u>再任用職員等及び第8項の規定に該当する者を除く。</u>）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p>	
<p>7 勤続期間6月以上で退職した職員（<u>削る</u>）であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。</p>	<p>7 勤続期間6月以上で退職した職員（<u>再任用職員等を除く。</u>）であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。</p>	
<p>(1)～(2) (略)</p> <p>8 勤続期間6月以上で退職した職員（<u>削る</u>）であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>8 勤続期間6月以上で退職した職員（<u>再任用職員等を除く。</u>）であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。</p>	
<p>9～10 (略)</p>	<p>9～10 (略)</p>	

改正後
<p>1-1 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) (略)</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p>

改正前
<p>1-1 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) (略)</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p>

備考

改正後
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合</p> <p>（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。</p>

改正前
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合</p> <p>（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。</p>

備考

改正後

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたととき。

2～6 (略)

改正前

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合に於ては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたととき。

2～6 (略)

備考

改正後
<p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する西宮市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>

改正前
<p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合に於ては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する西宮市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合に於ては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>

備考

改正後
<p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>

改正前
<p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>

備考

改正後	改正前	備考
<p>附 則 1～4 (略)</p> <p>5 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで、<u>附則第11項から附則第18項まで及び附則第20項の規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</u>この場合において、第6条の5第1項及び第3項中「前条」とあるのは、「<u>前条並びに附則第5項</u>」とする。</p> <p>6 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、<u>前項の規定の例により計算して得られる額とする。</u></p> <p>7 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条又は<u>附則第12項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。</u></p> <p>8～9 (略)</p> <p>10 <u>令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び同法附則第5条」と、同項第2号中</u> 「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの」 とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの」 ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とする。</p>	<p>附 則 1～4 (略)</p> <p>5 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで(追加)の規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項及び第3項中「前条」とあるのは、「<u>前条並びに附則第5項</u>」とする。</p> <p>6 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、<u>同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>7 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条(追加)の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>8～9 (略)</p> <p>10 <u>平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び同法附則第5条」と、同項第2号中</u> 「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの」 とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの」 ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とする。</p>	

改正後
<p>1 1 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「次条」とあるのは、「次条（附則第11項において準用する場合を含む。）」とする。</p> <p>1 2 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「第5条」とあるのは、「第5条（附則第12項において準用する場合を含む。）」とする。</p> <p>1 3 前2項の規定は、医療業務に従事する医師及び歯科医師が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。</p> <p>1 4 西宮市一般職員の給与に関する条例附則第33項の規定による職員の給料月額改定（以下「給料月額7割措置」という。）は、第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定に該当しないものとする。</p> <p>1 5 当分の間、第5条の3に規定する者（規則で定める者を除く。）に対する同条の規定の適用については、同条中「その者に係る定年から20年（医療業務に従事する医師及び歯科医師にあつては、15年）」とあるのは、「その者に係る定年（医療業務に従事する医師及び歯科医師以外の者にあつては60歳）から15年」とする。</p> <p>1 6 当分の間、第5条の3に規定する者（第5条第1項第2号又は第3号に掲げる者を除く。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表（第5条の2第1項第2号イの項を除く。）及び第6条の3の表（第6条の2の部を除く。）中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは、「その者に係る定年（医療業務に従事する医師及び歯科医師以外の者にあつては、60歳）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が零を下回るときは零とする。）1年につき」とする。</p>

改正前
<p>(追加)</p>

備考

改正後	改正前	備考
<p>17 当分の間、第5条の3に規定する者（医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。）に対する同条及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第3条第1項の項及び第6条の3の表第6条の部退職日給料月額の中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2。以下同じ。）」とあるのは、「100分の3」とする。</p> <p>18 当分の間、基礎在職期間中に給料月額7割措置を適用された者のうち、当該給料月額7割措置の適用がなかつたものとした場合に第5条の2第1項の規定の適用がある者（給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額された日（以下「7割措置減額日」という。）前に同項に規定する給料月額の減額改定以外の理由（以下「7割措置減額日前の理由」という。）により給料月額が減額されたことがある者に限る。）にあつては、7割措置減額日前の理由が生じた日（以下「特定減額日」という。）における当該7割措置減額日前の理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特別特定減額前給料月額」という。）が7割措置減額日における給料月額7割措置により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額（以下「7割措置減額前給料月額」という。）よりも多く、かつ、7割措置減額前給料月額が退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の2までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) その者が特別特定減額前給料月額に係る特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p> <p>(2) 7割措置減額前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額</p> <p>ア その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額の7割措置減額前給料月額に対する割合</p>	<p>(追加)</p>	<p>加算は60歳までであるが、この規定により59歳が2/100であったところ、3/100となる。</p> <p>ピーク時特例で降任後を救済する制度 例：課長（特別特定減額前）→降任係長（7割措置減額前）→7割主幹（退職）</p>

改正後	改正前	備考
<p>イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合 (3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額 ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合 イ 前号アに掲げる割合 19 前項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。 (1) 60以上 特別特定減額前給料月額に60を乗じて得た額 (2) 60未満 次のア又はイに掲げる前項第3号イに掲げる割合の区分に応じ当該ア又はイに定める額 ア 60以上 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び7割措置減額前給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額 イ 60未満 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、7割措置減額前給料月額に同項第3号イに掲げる割合から同項第2号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から同項第3号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額 20 当分の間、第5条の3に規定する者（第5条第1項第2号又は第3号に掲げる者に限る。）に対する前2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>(追加)</p>	<p>ピーク時特例の救済措置に早期退職が絡んだ場合を規定。</p>

53

改正後		
別冊第1 9項第1 号	及び特別 給付前給 料月額 に	並びに特別給付前給料月額及び特別給付前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき1.0.0分の3を乗じて得た額の合計額
別冊第1 9項第2 号	7割増給 付前給料 月額に	7割増給付前給料月額及び7割増給付前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき1.0.0分の3を乗じて得た合計額は、
別冊第1 9項第2 号イ	特別給付 前給料月 額に	特別給付前給料月額及び特別給付前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき1.0.0分の3を乗じて得た合計額
別冊第1 9項第3 号	退職日給 付月額に	退職日給付月額及び退職日給付月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき1.0.0分の3を乗じて得た額の合計額に、
別冊第1 9項	前項の	次項の規定により読み替えて適用する前項の
別冊第1 9項第2 号	特別給付 前給料月 額に	特別給付前給料月額及び特別給付前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき1.0.0分の3を乗じて得た合計額
別冊第1 9項第2 号	前項第2 号イ	次項の規定により読み替えて適用する前項第2号イ
別冊第1 9項第2 号	前項第2 号イ	次項の規定により読み替えて適用する前項第2号イ
別冊第1 9項第2 号イ	及び7割 増給付前 給料月額 に	並びに7割増給付前給料月額及び7割増給付前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき1.0.0分の3を乗じて得た合計額
別冊第1 9項第2 号イ	7割増給 付前給料 月額に	7割増給付前給料月額及び7割増給付前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき1.0.0分の3を乗じて得た合計額
別冊第1 9項第2 号イ	及び退職 日給付月 額に	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき1.0.0分の3を乗じて得た額の合計額

改正前
(追加)

備考

改正後	改正前	備考
<p>付 則 (施行期日) 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第4条中西宮市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の表の改正規定並びに第9条、第14条、次条及び付則第3条の規定 公布の日</p> <p>(2) 第10条中西宮市一般職員の給与に関する条例第18条第6項及び第7項の改正規定並びに第15条中西宮市職員退職手当支給条例第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し、同条第1項第1号並びに第15条第1項第1号の改正規定並びに第17条第4項の改正規定（「禁錮」を「拘禁刑」に改める部分に限る。） 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日</p> <p>(西宮市一般職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第3条 第9条の規定による改正後の西宮市一般職員の給与に関する条例（以下「第9条の規定による改正後の条例」という。）別表第1から別表第4までの規定は令和4年4月1日から、第9条の規定による改正後の条例第19条第2項及び附則第31項の規定は同年12月1日から適用する。</p> <p>2 令和4年4月1日（以下この条において「切替日」という。）から付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）の前日までの間において、第9条の規定による改正前の西宮市一般職員の給与に関する条例（以下「第9条の規定による改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、任命権者の定めるものの、第9条の規定による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、任命権者の定めるところによる。</p>	<p>(追加)</p>	

55

改正後
<p>3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び任命権者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p> <p>4 1号施行日から令和5年3月31日までの間において、第9条の規定による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず第9条の規定による改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第9条の規定による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p> <p>5 第9条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合においては、第9条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第9条の規定による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、第9条の規定の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。</p>

改正前
(追加)

備考

改正後	改正前	備考
<p>(西宮市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第5条 第15条の規定による改正後の西宮市職員退職手当支給条例(以下「第15条の規定による改正後の条例」という。)第10条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。</p> <p>2 第15条の規定による改正後の条例第10条第4項の規定は、この条例の施行の日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。</p>	<p>(追加)</p>	